

原子力発電所における信頼回復と安全確保に関する意見書

今年8月に発覚した東京電力株式会社による原子力発電所の自主点検作業記録に係るデータ改ざんなどの不正問題は、これまで国の原子力政策に協力し、我が国の産業の発展と国民生活を支えてきた本県並びに立地地域の信頼を大きく裏切るものであり、断じて許し難い行為である。

また一方、国においては、平成12年に申告を受けていながら、公表されるまでの2年余りの間、地元に対して一切その情報を伝えなかつただけでなく、その間、原子力政策を推進すべく、安全性についての広報等を大々的に行ってきたことは、電源立地地域の住民に対する背信行為と言わざるを得ない。

現在、原子力発電所に対する信頼が根底から揺らいでいる状況の中で、今回の事件が二度と発生しないよう、全容の徹底解明を図り、国の体質・体制を自ら改めるとともに、立地地域の理解が得られるような再発防止対策を示し着実にそれを実行すべきである。

よって、政府においては、問題の重要性を深く認識され、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 東京電力による29件の不正以外にも、新たな不正疑惑やトラブルが明らかになっていることを踏まえ、新たな事案についても早急に事実関係を調査し公表すること。
- 2 新しい検査制度のあり方の検討は、立地地域との合意形成を図りながら慎重に行うとともに、維持基準の具体化は見合わせる事。
- 3 今回のような不正行為を抑止するために罰則を強化すること。
- 4 申告者からの情報をすみやかに確認する制度の確立と身分保護の強化を行うこと。
- 5 電気事業者に対する再発防止のための指導監督及び監視の強化を行うこと。
- 6 国の検査機関は、経済産業省内の組織ではなく、独立した機関とすること。
- 7 検査結果や安全審査、対策措置などについて、積極的に情報公開を行うこと。
- 8 運転再開においては、技術的な安全確認のみならず、県民及び立地地域住民の理解を基本に判断すること。
- 9 プルサーマル計画を実施する前提条件が消滅したいま、本県においてはプルサーマル計画は実施しないこと。
- 10 福島県エネルギー政策検討会がまとめた「中間とりまとめ」の内容を踏まえ、エネルギー政策全般の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成14年10月11日

内閣総理大臣
原子力委員会委員長
原子力安全委員会委員長
財務大臣
経済産業大臣
資源エネルギー庁長官
原子力安全・保安院長

あて

福島県議会議長 植田英一